

令和5年5月17日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止期間の変更について

概要

(株) セレスポ佐賀営業所の指名停止期間を変更しました。

1 指名停止対象業者

(株) セレスポ佐賀営業所 (佐賀市栄町2-8 さかえヤマトビル403)

(本社: 東京都豊島区北大塚1-21-5)

・ 役務-建設関係賃貸借・その他賃貸借・その他

(テント賃貸借、什器備品の貸出、イベント・プロモーション・スポーツ大会・式典・レクリエーションの企画、会場設営、運営及び進行、ほか会場設営用室内外装飾)

2 指名停止期間

令和5年2月24日から令和5年9月23日まで (7か月)

(変更前) 令和5年2月24日から令和5年7月23日まで (5か月)

3 指名停止期間変更の理由

(株) セレスポは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札において、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止) 違反容疑で同社と同社の専務が公正取引委員会から刑事告発されたため、指名停止すべき期間に変更が生じたもの。

4 指名停止措置の根拠

(株) セレスポの専務が令和5年2月8日に、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止) 違反容疑で東京地検特捜部に逮捕されたことを受け、令和5年2月22日付けで、5か月の指名停止措置を講じた。

その後、同社と同社の専務が独占禁止法違反容疑で公正取引委員会から刑事告発されたことから、指名停止期間は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第1項第3号 (私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により刑事告発がなされたとき。）に該当するため、当初の指名停止期間5か月に**2か月**を加算し7か月に**変更**する。

（本件の問い合わせ先）

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1361）